日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



行 発 東京都

目 次

30

規 則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)…

○東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………(同)… ○外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲 覧に関する規則の一部を改正する規則………(総務局行政改革推進部行政改革課)…

○東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……… ------(総務局総合防災部防災管理課)…

○東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正 する規則………………………………………………………………(同)… 二

○東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…(同)… ○東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則………………………

-------(総務局総合防災部防災対策課)… 三

規

則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合

子

●東京都規則第百十三号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

1

東京都文書管理規則 (平成十一年東京都規則第二百三十七号) の一部を次のように改

正する。

第二条第四号中 \neg 戦略政策情報推進本部」を削る

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百

合子

●東京都規則第百十四号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程 (昭和二十八年東京都規則第百五十八号)の一部を次のように改正す

る

第十一条第四項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、若しくは」を加える。 第三条第一項中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

総務課長 都民安全推進本部は総合推進部

12の2の項用途の欄中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同項公印管理者の欄中

四の部12の項中「財務局」の下に「、デジタルサービス局」を加え、同部

別表第一

業部総務課長戦略政策情報推進本部は戦略事

=

を

総務課長 都民安全推進本部は総合推進部

に改める。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

附

則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関

する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池

百

合子

 \triangleright

●東京都規則第百十五号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し

閲覧に関する規則の一部を改正する規則

する規則(平成十一年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関

「行政改革推進部」を「総務部グループ経営戦略課」に改める。

第三条を削る。

第二条第二項中

部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し 第四条第一項中「資格書面」を「政令第百七十四条の四十九の二十五第一項の包括外 (以下「資格書

面」という。)」に改め、 同条を第三条とする。

第五条中 「前三条」を 「前二条」に改め、同条を第四条とする。

別記様式を削る。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百十六号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成十七年東京都規則第百九十二号)の

第四条中「行政改革推進部行政改革課」を「総務部グループ経営戦略課」に改める。

則

部を次のように改正する。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和三年三月三十一日

●東京都規則第百十七号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則(平成十年東京都規則第二百六十五

号 の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、戦略政策情報推進本部」を削 別表戦略政策情報推進本部の項を削り、 同表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局 ること。 震災復興に係る基盤システムの維持に関す

則

附

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規

則を公布する

令和三年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合子

●東京都規則第百十八号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一

改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成十八年東京都

別表第一戦略政策情報推進本部の項を削り、 同表財務局の項の次に次のように加える。 規則第百八号)の一部を次のように改正する。

|ビス局 デジタルサー ビス局長 デジタルサー すること。 武力攻撃災害時における他局の応援に関 基盤システムの維持に関すること。

附 則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

> 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百十九号

三号)の一部を次のように改正する。 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成二十五年東京都規則第二十 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

第十条第四号中「指示」を「命令」に改める。

別表第一戦略政策情報推進本部の項を削り、同表総務局の項第七号中「指示」を「命 に改め、 同表財務局の項の次に次のように加える。

ビス局 デジタルサー ビス局長 デジタルサー 他の局の応援に関すること。 新型インフルエンザ等の発生時における基盤システムの維持に関すること。

附 則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百二十号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則 (昭和三十八年東京都規則第十二号) の一部を次の

ように改正する。

表財務局(財務局長)の項の次に次のように加える。 第八条第一項の表戦略政策情報推進本部(戦略政策情報推進本部長)の項を削り、

同

デジタルサービス局(デジタルサービス局長)

基盤システムの維持に関すること。

3

災害時における他の局の応援に関すること。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

	(増刊	30)	東	京	都	公	報	令和3年3月31日	(水曜日)	4
発 電話 〇三(五三二一)一一一(代) 郵信 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番800	(増刊	30)	米	- 不	TIP	K .	ŦK	で和3年3月31日	(小唯口)	4
(代) 郵163 定 (郵送料を含む。) 印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11 「毎80 価 本号 「一箇月 六、六○○円 所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番00 「子Sッュ 100 でする。」 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本										